

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会(第2回) 事業者ヒアリング ご説明資料


- NTT法を中心としたNTTへの規律の在り方について-

2023年9月12日

ソフトバンク株式会社

NTTに対する規律について
その時代に合わせて見直すことには賛同致しますが、
将来に渡る公正な競争環境を損なわないよう
慎重に議論していただきたいと思います。

国民全員が等しくデジタル化の恩恵を享受できるよう、
『デジタル田園都市国家』を目指す我が国の、
その将来を実現する一助となるよう
当社の意見を述べさせていただきます。

The background features a pair of golden scales of justice on the left and an open book with white pages on the right, both set against a light blue background. The scales are slightly out of focus, while the book is more prominent.

**NTTの完全民営化・規制緩和の議論を行う上で
当社意見を述べさせていただきたい**

電電公社時代に国民の資産として整備された
線路敷設基盤等の公益な資産を所有するNTTが
規律なくこれらを利用することは
国民の利便性・公正競争確保に反する。

NTT法の撤廃を進めるのであれば、
現NTTからこのボトルネック設備を構造的に分離し、
『アクセス会社(0種会社)』として
独立した資本構造にすることが
真の公正競争を実現することにつながると考える。

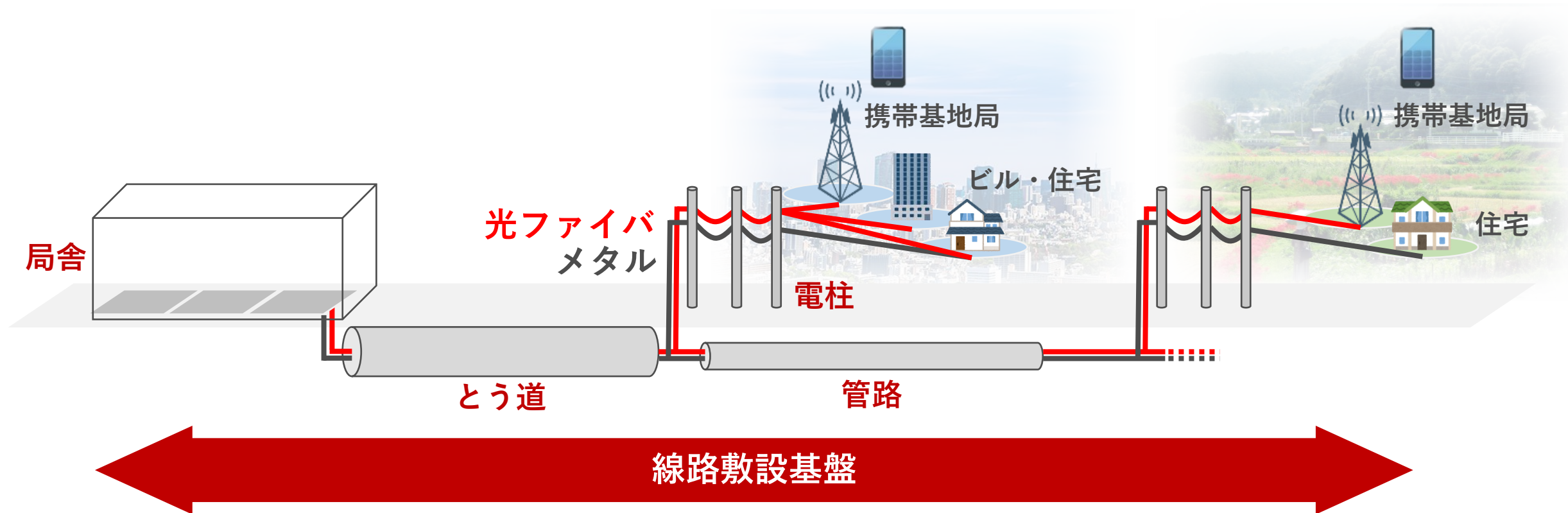
また、このアクセス会社は、営利を優先とする法人ではなく、
国民の利益確保に必要な義務を課されるべき法人である。

NTTは日本の通信において唯一無二の存在である

公社時代から引継ぎ、増設した線路敷設基盤等



線路敷設基盤等は、 国内の通信産業のボトルネック設備となっており 一社で独占することは公正競争を阻害する要因となる



電気通信事業法・NTT法にて公正競争確保の規定はあれど、 ボトルネック設備の整備・運用に関する懸念あり (NTTの戦略・方針に基づく整備計画・設備貸出単位等)

【競争事業者】



【NTTグループ】

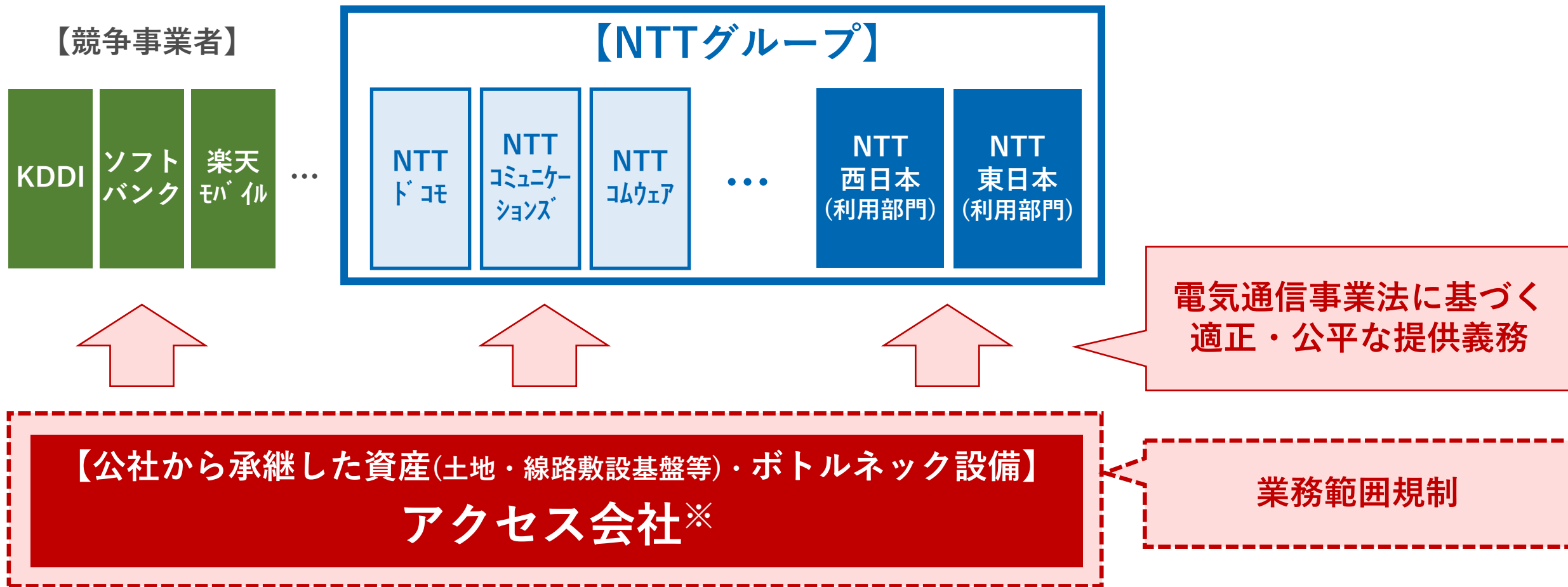


NTT法に基づく
業務範囲規制

電気通信事業法に基づく
適正・公平な提供義務

【ボトルネック設備】
NTT東西 管理部門

完全民営化等によりNTTの規律を緩和するのであれば、 公社承継資産等を所有するアクセス会社の分離・設立が必要 (真の公正競争を実現)



※国や多様なプレイヤーがアクセス会社に関与する形態も一案

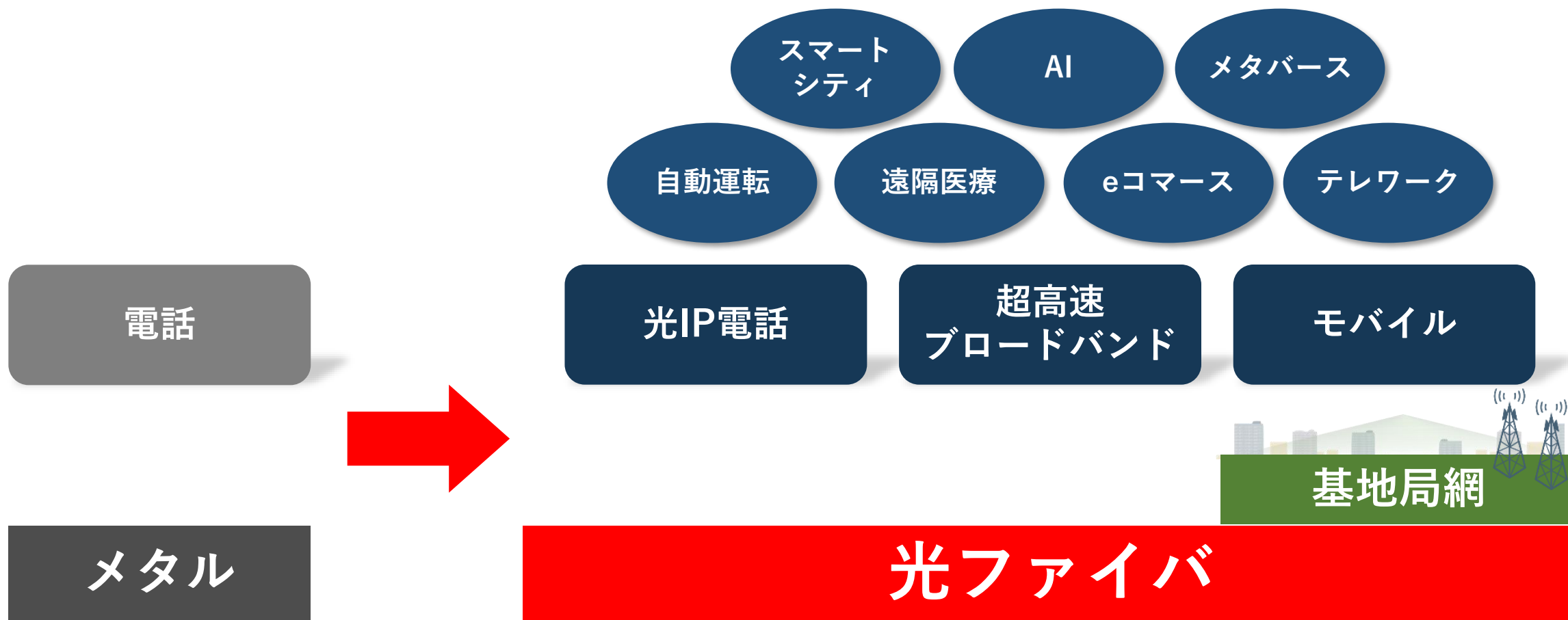
アクセス会社の役割は、
我が国の政策に沿って定められるべき

デジタル田園都市国家構想の実現



- ・ デジタルは社会課題を解決する鍵であり新たな価値を生み出す源泉
- ・ デジタルの社会実装を通じ、地域の社会課題解決と魅力を向上

今後の我が国のデジタル実装を進めるための 通信インフラ基盤は「光ファイバ網」



アクセス会社が、光ファイバの整備・維持等、 国の将来に必要な責務を負う

【FTTH未整備地域の世帯数】

98万世帯

66万世帯

53万世帯

39万世帯

16万世帯

義務化

世帯カバー率
99.9%

5万世帯

2027年

2018

2019

2020

2021


2022

2023

2024

2025

2026

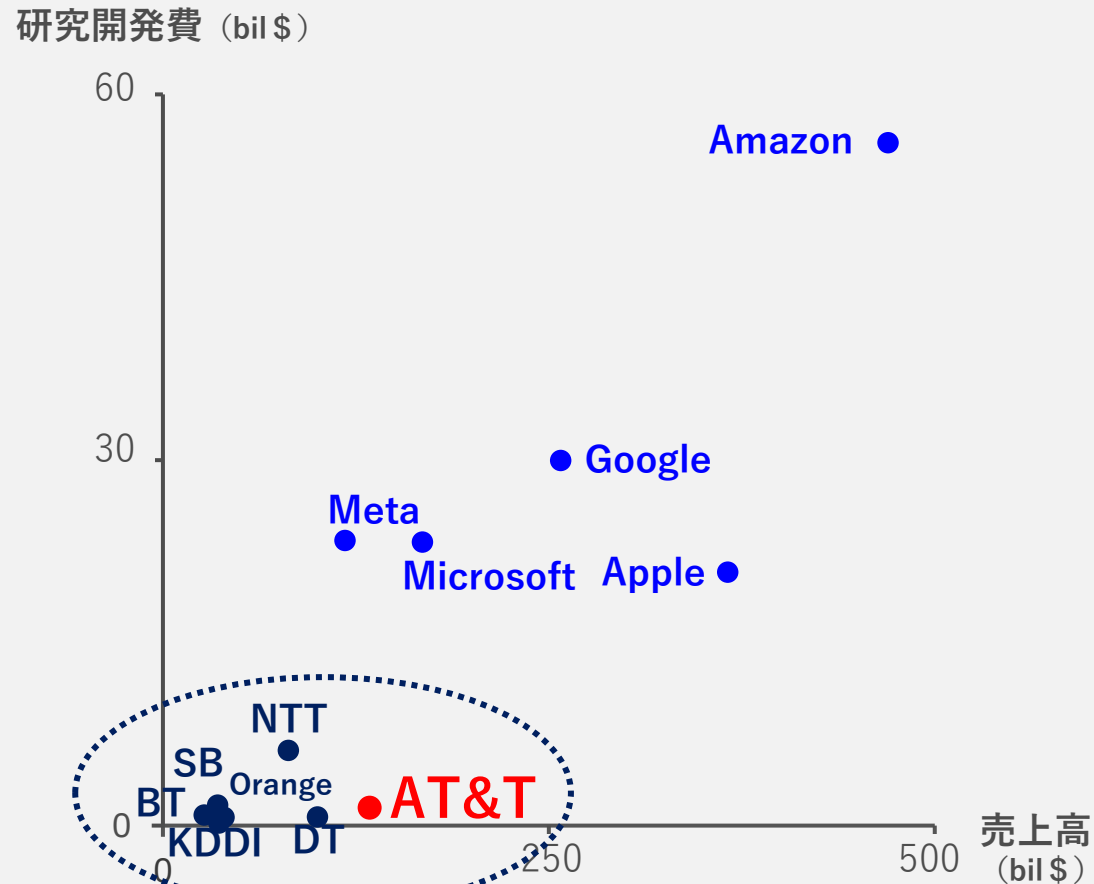


**我が国の国際競争力強化のために
NTTの規制を緩和すべきか？**

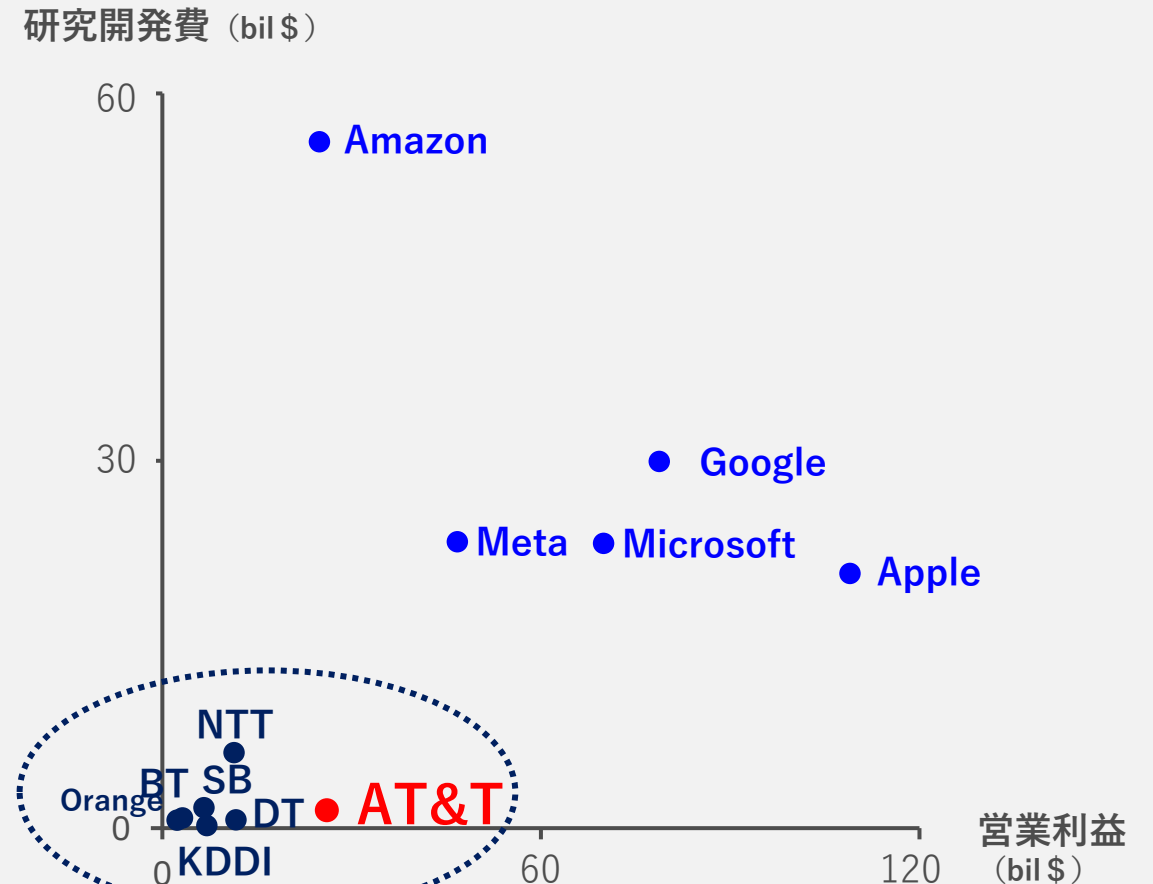
電気通信事業者とプラットフォーマーは事業構造に差異あり

(電気通信事業者とGAFAMを比較することは適切なのか?)

研究開発費 / 売上高



研究開発費 / 営業利益



国際競争力強化には積極的な設備投資・ 研究開発を推進する政策が重要

- 先端技術開発を推進し、高付加価値な事業を構築
- グローバルな新たなビジネスモデルを開発



これらを推進する政策として、**研究開発税制の拡充等が必要**

(NTTのみを後押しして実現されるものではない)

その他規律については環境変化を踏まえ是々非々でアップデート



電気通信の基盤となる
電気通信技術に
関する研究



NTT東西の
業務範囲規制※



政府による各種関与※

**成果開示義務は
安全保障観点から撤廃**

県内通信への限定は見直し
(ブロードバンドの普及やIP移行で意義低下)

その他業務範囲規制は必要
(移動体やISP等への進出は公正競争上認められない)

**事業計画認可等
一定の政府関与は必要**

※アクセス会社の分離・設立がなされた場合は、アクセス会社に当該規律を課す

当社意見まとめ

今後必要な 規律・政策

公社承継資産・ボトルネック設備を所有するアクセス会社の分離・設立

「光ファイバ」の全国提供義務※

NTT東西の業務範囲規制(移動体・ISP禁止)※

上記規律の実効性を担保するための一定の政府関与※

(対象をNTTに限らず)研究開発投資を促進する政策(研究開発税制の大幅拡充等)

時代に そぐわない 規律・政策

「電話」の全国提供義務

NTT東西における県内限定とする業務範囲規制

研究成果の開示義務

※アクセス会社の分離・設立がなされた場合は、アクセス会社に当該規律を課す

 SoftBank